



福岡県医師会 第 756 号 (地)
令和元年 6 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

認可外の事業所内保育施設に係る届出制の導入について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて今般、標記の件につきまして、厚生労働省より、各都道府県等児童福祉主管部（局）宛に通知がなされるとともに、本会に対しても、日本医師会を通じて連絡がありました。

平成 31 年 3 月 29 日に児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布され、全ての事業内保育施設が都道府県知事等への届出の対象となることから、新たに認可外の事業所内保育施設が届出の対象となりました。

本改正により、新たに届出の対象となった認可外の事業所内保育施設については、病院内に設置されている保育施設が多いことから、本件は、本年 7 月 1 日の施行に向けて届出対象となる施設に対して、経過措置により、施行日である 7 月 1 日時点で設置をしている施設については、9 月 30 日までに届出を行うこととすること、及び 7 月 1 日後に新規に開設する施設については、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業の開始の日から 1 月以内に都道府県知事等に届け出なければならないことを周知するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願います。

なお、届出対象の施設に対しては、福岡県福祉労働部子育て支援課より通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ28)

令和元年5月30日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

城 守 国 斗

平 川 俊 夫

認可外の事業所内保育施設に係る届出制の導入について

今般、厚生労働省より、各都道府県等児童福祉主管部（局）宛に認可外の事業所内保育施設に係る届出制の導入についての通知がなされ、本会に対しましても事務連絡がありました。

平成31年3月29日に児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布され、全ての事業所内保育施設が都道府県知事等への届出の対象となることから、新たに認可外の事業所内保育施設が届出の対象となりました。（別添参照）

本改正により、新たに届出の対象となった認可外の事業所内保育施設については、病院内に設置されている保育施設が多いことから、本件は、本年7月1日の施行に向けて届出対象となる施設に対して周知等をするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和元年 5 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

認可外の事業所内保育施設に係る届出制の導入について

標記について、今般、別紙のとおり各都道府県、指定都市、中核市児童福祉主管部（局）宛てに事務連絡を発出しましたので、貴会におかれましても御了知いただくとともに、都道府県医師会を通じ管下の医療機関等にも周知していただきますようよろしくお願いします。

事務連絡
令和元年5月28日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

認可外の事業所内保育施設に係る届出制の導入について

標記について、平成31年3月29日に児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第47号。以下「改正省令」という。）が公布、令和元年7月1日施行とされ、別添「児童福祉法の一部を改正する省令の公布について」（平成31年4月5日付け子発0405第2号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「別添公布通知」という。）で、改正省令の改正の趣旨及び内容、留意事項等を通知したところです。

7月1日の施行を前に、改正省令による改正により新たに届出の対象となる認可外の事業所内保育施設に対し、改めて別添公布通知の内容を周知願います。特に、認可外の事業所内保育施設については、病院内に設置される認可外保育施設が多いことから、管内関係医療機関等に対し、

- ・ 経過措置により、施行日である7月1日時点で設置をしている施設については、9月30日までに届出を行うこととすること
- ・ 7月1日後に新規に開設する施設については、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、事業の開始の日から1月以内に都道府県知事等に届け出なければならないこと

等について、周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようご対応をお願いします。

なお、本事務連絡の写しを日本医師会宛て送付することとしています。

別添

子発 0405 第 2 号
平成 31 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成 31 年 3 月 29 日に別添のとおり児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 47 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正の趣旨及び内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 事業所内保育施設の届出対象化について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 第 1 項において、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、認可を受けていないものの設置者は、その事業の開始の日から 1 月以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）に届出を行うこととされているが、少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものは届出の対象外とされている。

また、厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 49 条の 2 において定めている。

事業所内保育施設については、現行、雇用する労働者以外の監護する乳幼児を保育する施設や、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設は届出を行う必要があるが、雇用

する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は届出の対象外とされている。しかし、近年、事業所内保育施設でも様々な運営がなされている施設があることから、その果たしている役割に鑑み、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、全ての事業所内保育施設を届出の対象とすることとする。

2 認可外保育施設の利用料等の変更に関する情報提供について

法第 59 条の 2 の 2 の規定及び規則第 49 条の 5 の規定により、認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられている。認可外保育施設における理由のない保育料の引き上げは、そもそもあってはならないことであり、保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更を生じたことがある場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

第二 施行期日

改正省令は、第一の 1 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 7 月 1 日から、第一の 2 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から施行する。

第三 経過措置

1 事業所内保育施設の届出対象化に関する経過措置

今回の改正によって新たに届出の対象となる事業所内保育施設について、施行日である 7 月 1 日時点で設置をしている施設については、9 月 30 日までに届出を行うこととしている。

また、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の条例等に基づき、既に法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ている事業所内保育施設の設置者は、届出を行ったものとみなされることとしており、改めての届出は不要である。都道府県におかれては、事務の負担等を考慮して、改正省令の施行前に、届出を受け付けることも可能である。

2 利用料等の変更に係る掲示に関する経過措置

施行日である 4 月 1 日以前に行ったサービス内容や利用料の変更については、掲示は不要である。

第四 今般の改正等を踏まえた認可外保育施設に係る届出の取扱いについて

1 認可外保育施設の届出制について

認可外保育施設の届出制（都道府県知事への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示、書面交付、都道府県知事による情報提供の義務の総称をいう。以下同じ。）については、平成 13 年の児童福祉法改正により導入され、その後平成 28 年 4 月 1 日以降、1 日に預かる乳幼児が 5 人以下の施設についても届出対象としている。

認可外保育施設に係る届出制の趣旨は、行政が認可外保育施設を効率的に把握することの他、利用者に施設の情報適正に伝え、利用者が適切に施設選択を行えるよう担保することにある。このため、利用者による選択の対象とならない施設等を対象外としている。

今般、第一の 1 に記載のとおり、認可外の事業所内保育施設について一律に届出の対象とすることとしているが、以下の施設については、引き続き届出対象外施設である。

なお、届出制の対象外施設について、都道府県の判断により、地方自治法に基づき、条例等によって、届出制を導入することを妨げるものではない。

また、届出制は、認可外保育施設の指導監督の一環として創設されたものであり、認可外保育施設は届出によって行政による認可等を得るものではないことを申し添える。

(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

① 事業者が顧客のために設置する施設（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号イ）

一般に利用者を顧客に限定し広く利用者の募集を行わないことや、保護者が近くにいることが想定されることから、届出制の対象外としている。

具体的な例として、デパート、自動車教習所や診療所等に付置された施設が挙げられる。これらの施設であっても、以下の場合は届出制の対象となる。

- ・ 顧客の乳幼児以外の乳幼児を預かる施設である場合
- ・ 利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合
- ・ 当該顧客が、当該事業所を離れて当該事業者以外の事業者の提供するサービス等を受ける場合

② 親族間の預かり合い（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ロ）

設置者の 4 親等内の親族である乳幼児を預かる場合をいう。一般に利用者の募集を行わないことや、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外としている。

③ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ハ）

②親族間の預かりと同様の理由から、届出制の対象外としている。

具体的な例として、利用乳幼児と保護者と親しい友人や隣人等での預かりが挙げられる。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出制の対象となる。

- ④ 一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ニ）

法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

- ⑤ 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ホ）

法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

（2）臨時に設置される施設（規則第 49 条の 2 第 2 号）

半年を限度に臨時に設置される施設については、届出制に基づく地域住民に対する情報提供を行う必要性が低いことから、届出制の対象外としている。

第五 その他

1 新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設の利用料に係る消費税の取扱いについて

改正省令により新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設については、本年 7 月 1 日の改正省令の施行日以降、届出がなされた施設は、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号）で規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出が行われた施設」に該当し、1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設であって、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の利用料に係る消費税は非課税となるので、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたいこと。

2 認可外保育施設に係る都道府県から市町村への情報提供について

法第 59 条の 2 第 3 項及び第 59 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、都道府県知事は、認可外保育施設の届出に係る事項及び施設の運営の状況について、当該施設の所在地の市町村長に通知することとされている。これらの規定に基づく市町村との情報共有について、徹底されたい。

3 各種学校について

各種学校の認可を受けている施設については、認可外保育施設に該当せず、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意）において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条に規定する各種学校は、同法第 1 条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とならないとされている。各種学校担当部局とも連携の上、今後とも適切に対応されたい。

4 地方交付税措置について

認可外保育施設の指導監督に関する事務処理など、都道府県の児童福祉事務に従事する職員の配置に要する費用については地方交付税の算定基礎となっているところであるが、今回の省令改正により事業所内保育施設が届出制の対象となること等に伴い、平成 31 年度から標準団体につき、担当職員 1 名が増員されたところであり、引き続き、認可外保育施設に対する指導監督の実施を徹底されたい。

以上

○厚生労働省令第四十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項及び第五十九条の二の二第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
第四十九条の二	法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。	第四十九条の二	法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。
	一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの		一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
	（削る）		イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児
	（削る）		ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体がその構成員である事業主から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児
（削る）		ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合（以下ハにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児	
（削る）		二・三（略）	

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由

五 十一 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第四十九条の五の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をしている者に対する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定ことも園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定ことも園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に」とあるのは、「平成三十一年九月三十日まで」とする。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をしている者が、児童福祉法第五十九条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、この省令の施行前に、都道府県知事に届け出ているときは、当該届出は、前項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により行われたものとみなす。

4 第四十九条の五第四号の改正規定は、平成三十一年四月一日以前に同号に掲げる事項に生じた変更については、適用しない。

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

五 十一 (略)